

徳島市監査委員告示第11号

令和元年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年3月2日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	藤	原	晃
同	須	見	矩明
同	中	西	裕一

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

令和元年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（令和2年2月3日報告分）に基づく措置状況

市民環境部

監査の結果	措置状況
1 所管部局では、利用料金の承認に係る決裁において、決裁権者が適正でなかった。 (太平ビルサービス株式会社)	1 今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。
2 月次提出書類について提出されていないものがあった。	2 徳島市市民活力開発センターの管理運営に関する年度協定書に基づき、今後は適正に処理するよう指定管理者に対し指導しました。
3 所管部局では、消費税率の改定に伴う基本協定書締結に係る決裁において、決裁権者が適正でなかった。 (特定非営利活動法人 新町川を守る会)	3 今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。